

社会福祉法人スプリング(八戸市)を女性活躍推進企業として「えるぼし認定」

青森労働局は、女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主として社会福祉法人スプリング(労働者数181名、うち女性労働者138名)を認定し、令和2年7月16日に認定通知書を交付しました。

これにより、青森県内のえるぼし認定企業は8企業となりました。



えるぼし認定マーク



くるみん認定マーク

三八地域初！
えるぼし認定・
くるみん認定
両方の取得と
なりました



認定通知書交付式の様子

働きやすい職場作りのための主な取組

- 管理職を対象に、部門管理や職員の育成、またワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくりをテーマとした研修の実施。
- 管理職候補者は外部研修等に積極的に推薦し、育成担当者が業務サポートを行い、面談等を通じ個別の育成を図る。
- 子の看護休暇、時間外労働の免除制度、深夜業の免除制度、所定外労働の免除制度の対象となる労働者の範囲を、小学校1年生までの子をもつ労働者に対象拡大。

* その他、女性の活躍に資する様々な取組を実施しています。

*女性活躍推進法とは

女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、この法律により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主には、一般事業主行動計画を策定し、自社の女性活躍に関して情報公表すること等が義務付けられています。（令和4年4月1日からは対象事業主が拡大され、常時雇用する労働者が101人以上の事業主も一般事業主行動計画の策定及び情報公表等が義務となります。）

*えるぼし認定とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、企業が都道府県労働局へ申請し、厚生労働大臣が認定する制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

*フラチナえるぼし認定とは～令和2年6月1日創設～

えるぼし認定企業について、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に、企業が都道府県労働局へ申請し、厚生労働大臣が認定する制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

*認定を取得すると

認定マークを商品や広告、名刺、求人票等に付すことができ、女性の活躍を推進している事業主であることをPRすることができ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保・定着を期待できます。また、各府省等の公共調達における優遇措置を受けられたり、日本政策金融公庫による融資制度を低金利で利用できたりします。

この記事に関するお問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室までお願いします。

TEL：017-734-4211